入　札　説　明　書

この入札説明書は、岩手県立磐井病院が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）　購入等件名及び数量　令和８年度両磐圏域病院群における基準寝具及び病衣賃貸借

（２）　調達件名の特質等　　仕様書のとおり

（３）　納入期限　　発注者が別途指定する日時とする。

（４）　納入場所　　岩手県立磐井・千厩・大東・南光病院

２　入札参加者資格

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）　岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和５・６・７年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（４）　岩手県内に本社(本店)を有する者又は岩手県外に本社(本店)を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(３)の資格を有している者であること。

（５）　入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成 12 年３月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（７）　寝具類洗濯業務区分において「医療関連サービスマーク制度」の認定を受けていること。

３　入札参加者に求められる事項

（１）　入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和８年３月 23 日（月）17 時までに 13（３）の場所に１部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。

・一般競争入札参加申請書

（２）　３(１)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）　提出された書類は、岩手県立磐井病院において審査するものとする。

（４）　審査結果は、令和８年３月 25 日（水）17 時までに電話又はファックスにより通知する。

（５）　本県入札に対して質問がある場合は、書面（様式は任意。ファックスによる提出可）により令和８年３月 23 日（月）17 時までに 13（３）の場所に提出しなければならない。なお、回答は入札参加者に対し令和８年３月 25 日（水）17 時までにファックスにより回答する。

4　入札の方法等

（1）　1（1）について区分毎の単価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（2）　入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

（3）　入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（4）　代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

5　入札、開札の日時及び場所等

令和８年３月 26 日　（木）　10 時 15 分　岩手県立磐井病院　２階　多目的会議室

（1）　入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

（2）　入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

（3）　入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

6　入札保証金

免除

7　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

（1）　競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

（2）　入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

（3）　指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

（4）　記名押印のない入札書

（5）　入札金額を訂正した入札書

（6）　誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

（7）　入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

（8）　同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書

（9）　代理人が委任状を提出しないで提出した入札書

(10)　その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8　入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

（1）　入札年月日

（2）　入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

（3）　あて名は、「岩手県立磐井病院長」とする。

（４）　入札金額

（５）　件名

（６）　頭書に「入札書」である旨記載

９　落札者の決定方法

（１）　本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第６号）第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

（２）　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）　（２）の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10　再度入札に関する事項

（１）　最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。

（２）　開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、５（３）により、入札場から退去させられた者も同様とする。

11　契約に関する事項

（１）　落札者は、契約保証金として契約額に見込数量を乗じて得た額の 100 分の５以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　落札者が保険会社との間に岩手県立磐井病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ　落札者が過去２年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを２件分以上提出したとき。

（２）　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立磐井病院に帰属する。

（３）　落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

12　その他

（１）　納入期限は、当該契約物品を持込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。

（２）　入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

（３）　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒029-0192　岩手県一関市狐禅寺字大平１７番地

岩手県立磐井病院　総務課管財係

電話：0191-23-3452　FAX:0191-23-9691

（４）　令和８年度県立病院等事業会計予算が成立しない場合、契約を締結しないことがあること。